

長野県「水循環・資源循環のみち 2015」構想(案)に対するご意見と県の考え方について

環境部生活排水課

1 募集期間 平成27年11月17日(火)～12月18日(金)

2 募集方法 郵送、ファックス、電子メール

3 件数 5件(1名)

4 ご意見の概要と県の考え方

	項目(ページ等)	ご意見の概要	県の考え方
1	「バイオマス利活用プラン2015」について 第3章(P24～)	このプランによって何を実現したいのか(目指す姿)が不明確であるので、もっと明確にすべき。	この構想は、生活排水施設を整備し、これを適正に管理運営し、汚水処理事業を将来にわたって安定的に継続するためのものであり(「第1章 基本事項」参照)、そのための具体的な計画の一つとしてバイオマス利活用プランを挙げています。
2		このプランが、ビジョン・シナリオ・プログラムという論理的体系・構成になっていないため、一般県民にとって非常に理解しにくい。修正すべき。	「第2章 現状と課題」で示した課題に対する取組の方針・具体的な施策等を「第3章 長野県全体の構想」及び「第4章 市町村等の構想」に記載しています。
3		このプランに提示されている3つの施策の目的・内容が不明確で、一般県民に分かりにくいので加筆・修正すべき。 ①「汚泥の利活用状況に係るデータベースの提供」については、何を目的として、どのようなデータを誰に提供するのか、などが不明確。 ②「汚泥の利活用拡大の支援」については、どのような分野での利活用を、どのようにして拡大しようとしているのか、などが不明確。 ③「リン回収など、新たな利活用技術の情報提供」については、なぜ、リン回収技術に関する情報提供が特に必要なのか、その情報を誰に提供すべきなのか、などが不明確。	「長野県が取り組む方針とタイムスケジュール」では、市町村に対する長野県の支援を記載しています。市町村が第4章に掲げる施策を実践する上で必要な長野県の取組方針です。
4		汚泥の利活用率を100%に近づけるために解決すべき課題について抽出・特定し、プランに提示すべき。	汚水処理事業(下水道、農業集落排水、浄化槽)によって汚泥の処理方法が異なります。市町村ごとに、その汚泥の処理の現状を踏まえ、利活用の推進について検討することになります。
5		現在策定作業中の「長野県科学技術振興指針」(仮称)の論理的策定手法を参考にして、プランを論理的体系・構成に修正すべき。	「第2章 現状と課題」で示した課題に対する取組の方針・具体的な施策等を「第3章 長野県全体の構想」及び「第4章 市町村等の構想」に記載しています。